

神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則等の一部  
を改正する規則

別紙（案）のとおり

令和3年9月3日提出

神奈川県教育委員会  
教育長 桐谷次郎

（提案理由）

県では、新型コロナウイルス感染症対策として、人と人との接触を減らすための方策であるテレワークや、対面主義を是正するための行政手続のオンライン化の推進に当たり障害となっている押印の見直しに取り組んでおり、神奈川県教育委員会の規則を根拠に押印を求めている申請書等への押印を廃止するため、所要の改正をいたしたく提案するものです。

(案)

## 神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則等の一部を改正する 規則

(神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則の一部改正)

第1条 神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則(昭和51年神奈川県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第4号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第5号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第6号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第7号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第8号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第9号様式中「㊦」を削る。

第11号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第12号様式中「㊦」を削る。

第13号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第14号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第20号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第22号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第23号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第24号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第25号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第26号様式中「㊦」を削る。

第27号様式中「㊦」を削り、同様式の備考を削る。

第28号様式中「㊦」を削る。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第2条 学校教育法施行細則(昭和58年神奈川県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式、第12号様式、第12号様式の2、第12号様式の4、第14号様式、第16号様式から第32号様式までの規定、第34号様式及び第35号様式中「㊦」を削る。

(技能教育施設の指定等に関する細則の一部改正)

第3条 技能教育施設の指定等に関する細則(平成2年神奈川県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊦」を削る。

(神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護  
条例施行規則の一部改正)

第4条 神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報  
保護条例施行規則(平成2年神奈川県教育委員会規則第14号)の一部を次  
のように改正する。

第2号様式の備考2、第9号様式の備考2及び第15号様式の備考2中「代  
理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。」を削る。

(神奈川県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第5条 神奈川県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6  
年神奈川県教育委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第13条中「記載し、主宰者がこれに記名押印しなければ」を「記載しなけ  
れば」に改める。

第17条第3項中「確認した上、弁明者に記名押印を求めなければ」を「確  
認しなければ」に改め、同項後段を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 新旧対照表





















○神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則

新	旧
第1条～第41条 (略)	第1条～第41条 (略)
第1号様式 (削除) (削除)	第1号様式 <u>㊦</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第2号様式～第3号様式 (略)	第2号様式～第3号様式 (略)
第4号様式 (削除) (削除)	第4号様式 <u>㊦</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第5号様式 (削除) (削除)	第5号様式 <u>㊦</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第6号様式 (削除) (削除)	第6号様式 <u>㊦</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第7号様式 (削除) (削除)	第7号様式 <u>㊦</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第8号様式 (削除) (削除)	第8号様式 <u>㊦</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第9号様式 (削除)	第9号様式 <u>㊦</u>
第10号様式 (略)	第10号様式 (略)
第11号様式 (削除) (削除)	第11号様式 <u>㊦</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第12号様式 (削除)	第12号様式 <u>㊦</u>
第13号様式 (削除) (削除)	第13号様式 <u>㊦</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第14号様式 (削除) (削除)	第14号様式 <u>㊦</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第15号様式～第19号様式 (略)	第15号様式～第19号様式 (略)
第20号様式 (第21条関係) (削除) (削除)	第20号様式 <u>㊦</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印</u>

第21号様式 (略)	<u>を省略することができます。</u>
第22号様式 (削除) (削除)	第21号様式 (略) 第22号様式 <u>㊟</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第23号様式 (削除) (削除)	第23号様式 <u>㊟</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第24号様式 (削除) (削除)	第24号様式 <u>㊟</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第25号様式 (削除) (削除)	第25号様式 <u>㊟</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第26号様式 (削除)	第26号様式 <u>㊟</u>
第27号様式 (削除) (削除)	第27号様式 <u>㊟</u> <u>備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。</u>
第28号様式 (削除)	第28号様式 <u>㊟</u>

○学校教育法施行細則

新	旧
第1条～第26条 (略)	第1条～第26条 (略)
第1号様式 (削除)	第1号様式 <u>㊟</u>
第1号様式(付表) (略)	第1号様式(付表) (略)
第2号様式 (削除)	第2号様式 <u>㊟</u>
第3号様式～第11号様式 (略)	第3号様式～第11号様式 (略)
第12号様式 (削除)	第12号様式 <u>㊟</u>
第12号様式の2 (削除)	第12号様式の2 <u>㊟</u>
第12号様式の3 (略)	第12号様式の3 (略)
第12号様式の4 (削除)	第12号様式の4 <u>㊟</u>
第13号様式 (略)	第13号様式 (略)
第14号様式 (削除)	第14号様式 <u>㊟</u>
第15号様式 (略)	第15号様式 (略)
第16号様式 (削除)	第16号様式 <u>㊟</u>

第17号様式 (削除)	第17号様式 
第18号様式 (削除)	第18号様式 
第19号様式 (削除)	第19号様式 
第19号様式の2 (削除)	第19号様式の2 
第20号様式 (削除)	第20号様式 
第21号様式 (削除)	第21号様式 
第22号様式 (削除)	第22号様式 
第23号様式 (削除)	第23号様式 
第24号様式 (削除)	第24号様式 
第25号様式 (削除)	第25号様式 
第25号様式の2 (削除)	第25号様式の2 
第26号様式 (削除)	第26号様式 
第27号様式 (削除)	第27号様式 
第28号様式 (削除)	第28号様式 
第29号様式 (削除)	第29号様式 
第30号様式 (削除)	第30号様式 
第31号様式 (削除)	第31号様式 
第32号様式 (削除)	第32号様式 
第33号様式 (略)	第33号様式 (略)
第34号様式 (削除)	第34号様式 
第35号様式 (削除)	第35号様式 

○技能教育施設の指定等に関する細則

新	旧
第1条～第5条 (略)	第1条～第5条 (略)
第1号様式 (削除)	第1号様式 
第2号様式 (削除)	第2号様式 

○神奈川県教育委員会における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則

新	旧
<p>第1条～第25条 (略)</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>備考 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。</p> <p>(削除)</p> <p>備考 3～7 (略)</p> <p>第3号様式から第8号様式の3 (略)</p> <p>第9号様式</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>備考 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。</p> <p>(削除)</p> <p>備考 3～8 (略)</p> <p>第10号様式～第14号様式 (略)</p> <p>第15号様式</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>備考 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。</p> <p>(削除)</p> <p>備考 3～7 (略)</p> <p>第16号様式～第20号様式 (略)</p>	<p>第1条～第25条 (略)</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>備考 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。<u>代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。</u></p> <p>備考 3～7 (略)</p> <p>第3号様式から第8号様式の3 (略)</p> <p>第9号様式</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>備考 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。<u>代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。</u></p> <p>備考 3～8 (略)</p> <p>第10号様式～第14号様式 (略)</p> <p>第15号様式</p> <p>備考 1 (略)</p> <p>備考 2 代理人が本人に代わって請求する場合には、代理人である旨並びに代理人の郵便番号、住所（主たる事務所の所在地）、氏名（名称及び代表者の氏名）及び電話番号（本人と同一の場合には、省略することができます。）を併せて記載してください。<u>代理人が法人の場合には、併せて代表者印を押印してください。</u></p> <p>備考 3～7 (略)</p> <p>第16号様式～第20号様式 (略)</p>

○神奈川県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

新	旧
<p>第1条～第12条 (略) (聴聞調書及び報告書)</p> <p>第13条 法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項を<u>記載しなければ</u> <u>ならない</u>。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を<u>記載しなければ</u> <u>ならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第14条～第16条 (略) (口頭による弁明の聴取)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 弁明聴取者は、口頭による弁明を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これを弁明者に<u>確認しなければ</u> <u>ならない</u>。</p> <p>(削除)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第18条・第19条 (略)</p>	<p>第1条～第12条 (略) (聴聞調書及び報告書)</p> <p>第13条 法第24条第1項に規定する調書には、次に掲げる事項を<u>記載し、主宰者がこれに記名押印しなければ</u> <u>ならない</u>。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第24条第3項に規定する報告書には、次に掲げる事項を<u>記載し、主宰者がこれに記名押印しなければ</u> <u>ならない</u>。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>第14条～第16条 (略) (口頭による弁明の聴取)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 弁明聴取者は、口頭による弁明を聴取したときは、次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これを弁明者に<u>確認した上、弁明者に記名押印を求めなければ</u> <u>ならない</u>。<u>この場合において、弁明者が記名押印を拒否したときは、弁明聴取者はその旨を記載しておかなければならない</u>。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第18条・第19条 (略)</p>



## 神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則等の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の趣旨

県では、新型コロナウイルス感染症対策として、人と人との接触を減らすための方策であるテレワークや、対面主義を是正するための行政手続のオンライン化の推進に当たり障害となっている押印の見直しに取り組んでおり、神奈川県教育委員会の規則を根拠に押印を求めている申請書等への押印を廃止するため、所要の改正を行う。

### 2 改正の内容

各室課が所管する教育委員会規則においては、事務処理の円滑化を図る等のために様式を定め、規定中に「㊟」、「㊦」などと記載して押印を求めているもの（51様式）及び本則中の条文で押印を求めているもの（3条文）がある。

そこで、規定中に押印を求めている5規則について、「㊟」、「㊦」などの記載を削除し、本則中の条文を改正する。

### 3 施行期日

公布の日

#### ※改正する規則の一覧

No	改正する規則名	改正する様式・条文	所管室課
1	神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和51年神奈川県教育委員会規則第14号）	第1号様式、第4号様式から第9号様式、第11号様式から第14号様式、第20号様式及び第22号様式から第28号様式までの <b>19</b> 様式	文化遺産課
2	学校教育法施行細則（昭和58年神奈川県教育委員会規則第6号）	第1号様式、第2号様式、第12号様式、第12号様式の2、第12号様式の4、第14号様式、第16号様式から第32号様式まで、第34号様式及び第35号様式の <b>27</b> 様式	行政課
3	技能教育施設の指定等に関する細則（平成2年神奈川県教育委員会規則第1号）	第1号様式及び第2号様式の <b>2</b> 様式	高校教育課
4	神奈川県教育委員会における個人情報保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則（平成2年神奈川県教育委員会規則第14号）	第2号様式、第9号様式及び第15号様式の <b>3</b> 様式	総務室
5	神奈川県教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年神奈川県教育委員会規則第20号）	第13条関係及び第17条関係	行政課